の	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
２　第14条第２号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの									
	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
２の２　第14条第２号の２に掲げるもの										
３　第14条第３号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの									
	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
４　第14条第４号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの									
	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
合　計										

［注１・２　略］

３　１の項⑵、２の項⑵、２の２の項、３の項⑵及び４の項⑵の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

［４～７　略］

［第２表　略］

の	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
２　第14条第２号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの									
	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
３　第14条第３号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの									
	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
４　第14条第４号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの									
	⑵　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
合　計										

［注１・２　同左］

３　１の項⑶及び２の項⑶の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

［４～７　同左］

［第２表　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。